

健康経営にむけた企業との健保連サポート事業の共同利用について

保健事業(健康スマホアプリ・禁煙事業・糖尿病重症化予防プログラム)による従業員の皆様の健康をお守りするためコラボ推進に向けた取組みのお知らせ



【健康経営にむけた企業(事業所)との共同利用は下記の事業でおこないます】

- ▶スマホ健康アプリの歩数記録について、事業所と共有し活用いたします。
- ▶オンライン禁煙プログラムの参加状況について、事業所と共有し活用いたします。
- ▶糖尿病重症化予防プログラムの対象者及び参加状況について、事業所と共有し活用いたします。



「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業所と健保組合との連携（コラボヘルス）をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業の実施に向けて、健康アプリの歩数記録等の情報を事業所と健保組合で共有・活用することとなりますので、個人情報の保護に関する法律第27条第5項に基づきお知らせいたします。

共同利用するものの範囲:事業所→「事業主、健康管理担当者」/健保組合→保健事業担当

健康スマホアプリ事業

禁煙プログラム事業

糖尿病重症化予防プログラム事業